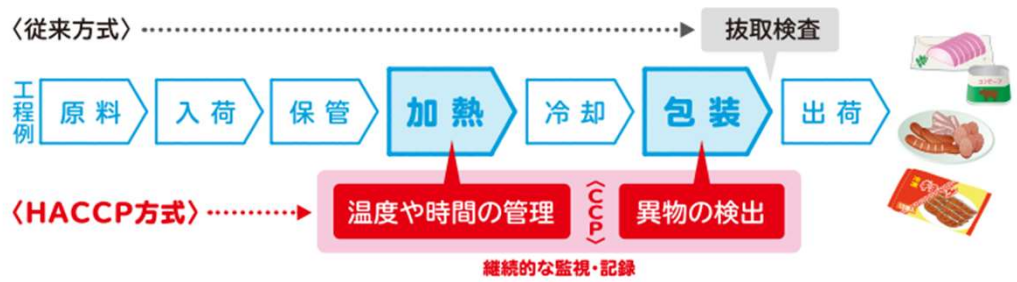


HACCPとは

- 食品の製造加工を工程ごと（原材料、下処理、加熱、包装など）に管理し、食品の危害を低減させる衛生管理方法。
- 国際的に信頼のある衛生管理方法として、食品の輸出要件等に活用されている。

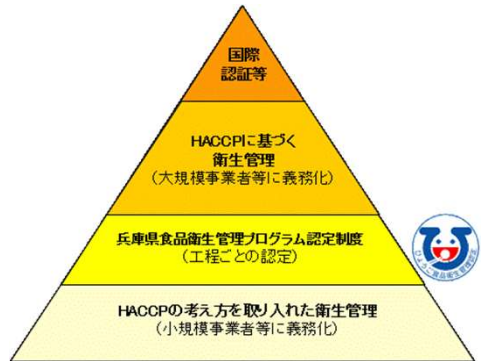


※製造工程を継続的に監視し、記録を残すことで問題のある製品の出荷を未然に防ぐことができます。また、もし事故が起きてても、速やかに原因を特定して対応することができます。

兵庫県版HACCP

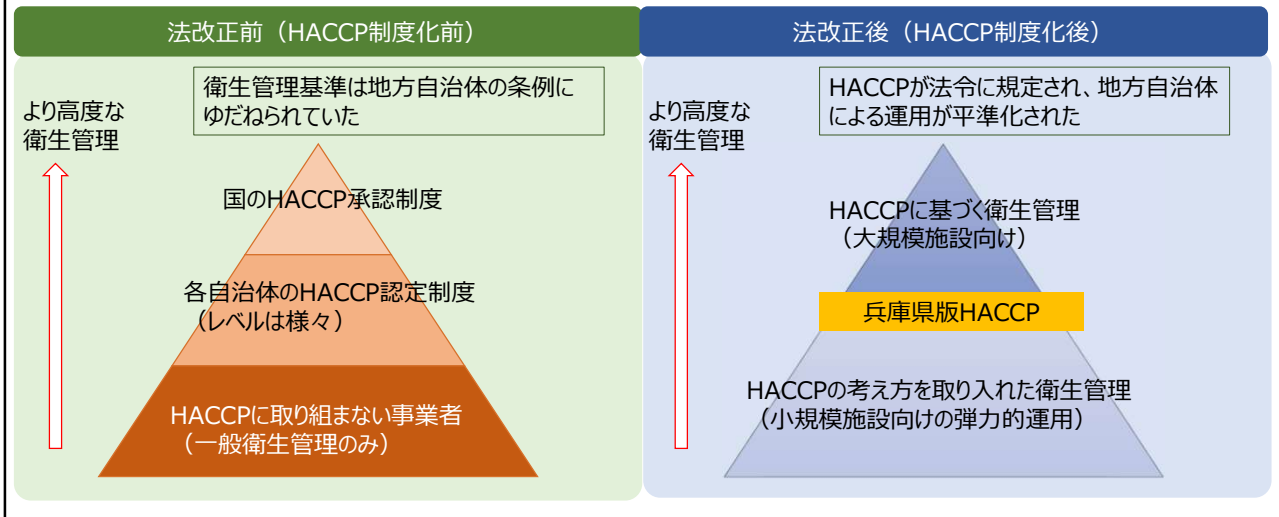
食肉処理、菓子製造、大量調理など一部の業種（当時、国の認定対象外で合った業種）の一部の製品の工程を認定、
HACCPに取り組む足掛かりのための制度

認定者はHP公表、認定証の交付、
認定マークを商品に表示するなどが可能



- 平成8年：学校給食でO157による食中毒の発生・サルモネラ、腸炎ビブリオによる食中毒が増加傾向
 - 平成9年～：「食品安全対策推進委員会」設置・監視指導＋収去検査＋HACCPに基づく自主衛生管理
 - 平成14年：県版HACCP認定制度の創設（平成18年：食の安全安心と食育に関する条例の制定）
- H12：加工乳による集団食中毒事件
H14：病院の給食でO157食中毒事件

令和3年6月 食品衛生法改正により、すべての食品事業者に対してHACCPが制度化



3

県版HACCP認定施設の現状

認定件数 30件（R7.10月時点）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7.8
新規	3	3	9	3	4	2	3	1	0
廃止	0	2	3	3	5	4	5	5	7
計	39	40	46	46	45	43	41	37	30

法改正、HACCP義務化

新規認定施設数の減少及び廃止施設数の増加が認められる。

4

県版H A C C P 認定制度見直しの経緯

現行制度の課題

- 認定を取得できる事業者がごく一部の規模、業種に限られる
- 現状の法規制に基づいておらず、位置づけが不明確
- 小規模事業者が取り組む簡易な「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」では認定が取得できない
- 施設全体の衛生管理を保証するものではない
- 提出書類が膨大、一部の事業者に対する審査・対応に時間が必要

- 現行制度は、当初の目的であるHACCPによる衛生管理の底上げという目的を一定程度果たしているため、見直しが必要
- 一律に廃止ではなく、事業者のニーズを把握し、他自治体の状況も参考としながら、幅広い事業者に活用でき、手続きが簡易な制度などへの見直し方針を検討する必要性

5

近畿府県市の状況

	法改正前	法改正後	備考
滋賀県	滋賀県食品自主衛生管理認証制	廃止	滋賀県HACCP適合証明制度（その時点の証明：食品分類ごと）
京都府	きょうと信頼食品登録制度	廃止	
京都市	京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度	廃止	京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度
大阪府	大阪版食の安全安心認証制度	継続	実務を食品衛生協会へ委託しており、変更予定無し
和歌山県	和歌山県食品衛生管理認定制度	廃止	和歌山県H A C C Pシステム認証制度（業種ごと。期限は区分により3から8年）
奈良県	奈良県HACCP自主衛生管理認証制度	R5末廃止	今ある認定はR8末終了

6

6

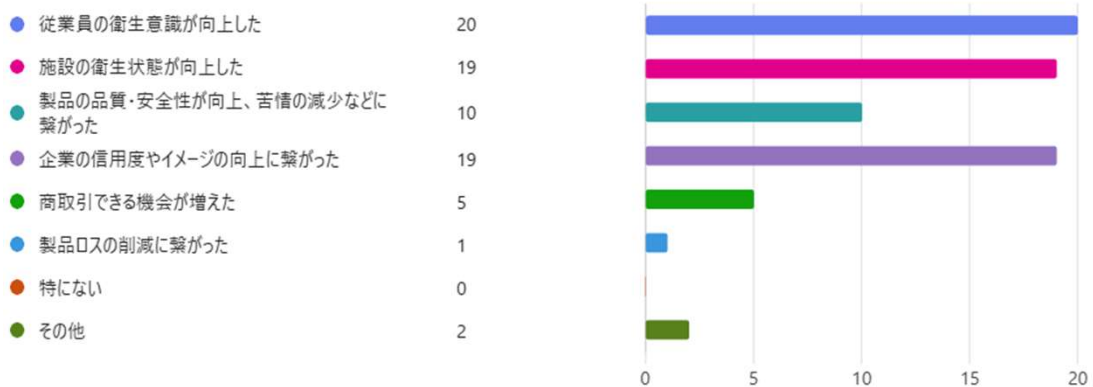
事業者アンケート (県版HACCP認定事業者)

- 令和6年度に現制度の認定を受けているアンケートを実施
- 26施設から回答あり（現在すでに廃止した施設含む）

7

(県版HACCP認定事業者)

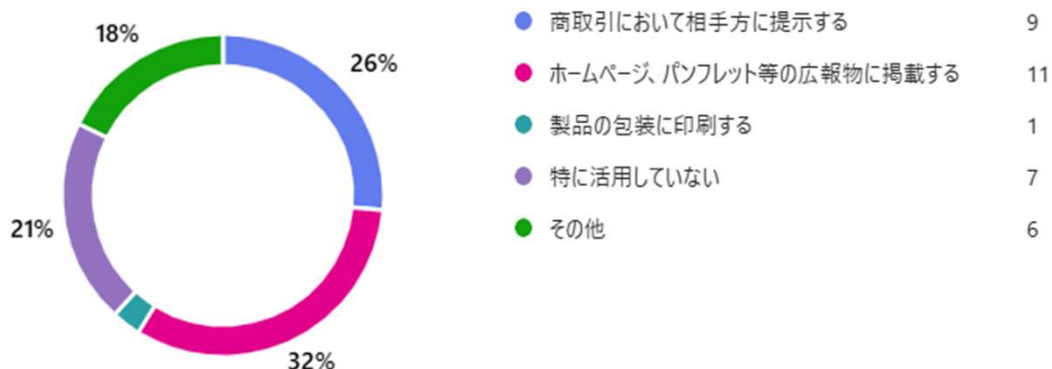
現在の認定を取られたことで、貴施設においてはどのような効果がありましたか。（複数選択可）



8

(県版HACCP認定事業者)

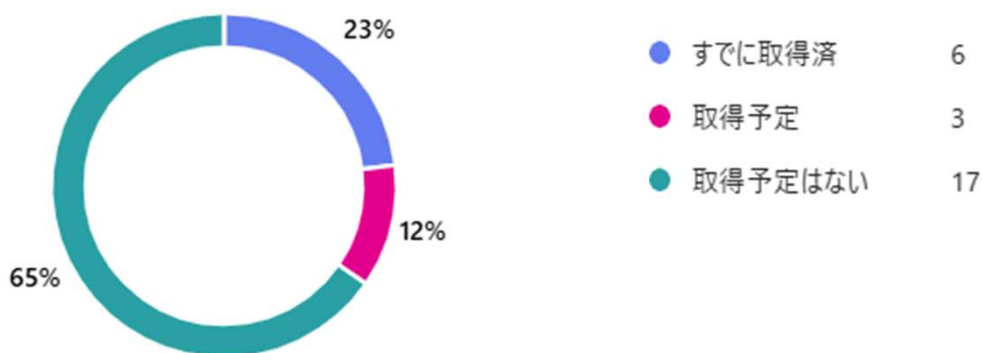
認定マーク、認定証をどのような箇所で活用していますか。(複数選択可)



9

(県版HACCP認定事業者)

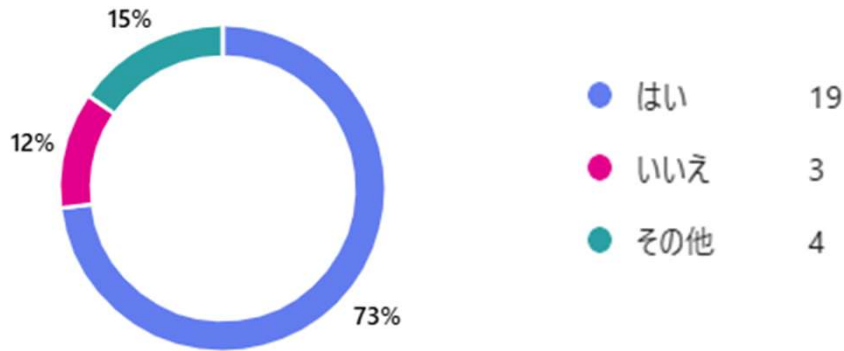
今後、本認定制度以外の民間認証の取得予定はありますか。



10

(県版HACCP認定事業者)

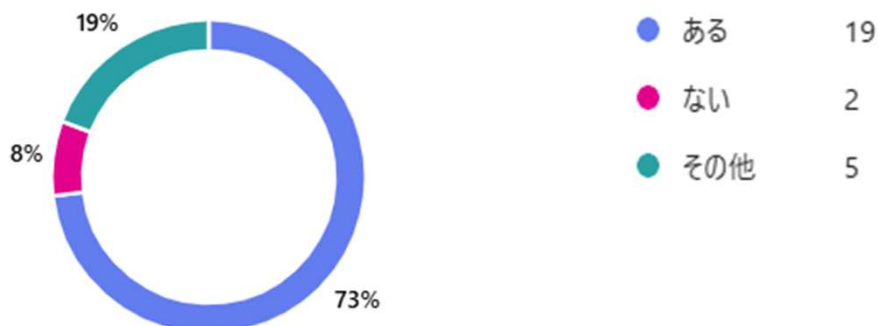
認定制度の対象業種を広げ、一部の品目についての認定ではなく、施設全体の衛生管理を証明することについて活用しやすいと考えますか。



11

(県版HACCP認定事業者)

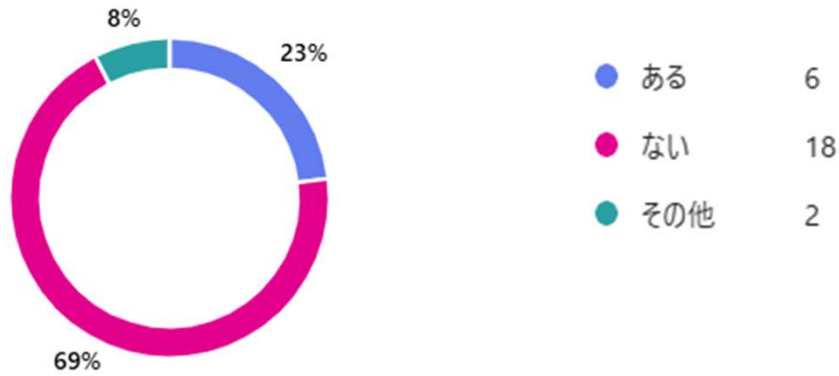
認定制度を新たな制度に変更した場合、活用する意向はありますか。



12

(県版HACCP認定事業者)

現制度を廃止した場合、貴施設に大きな支障がありますか。



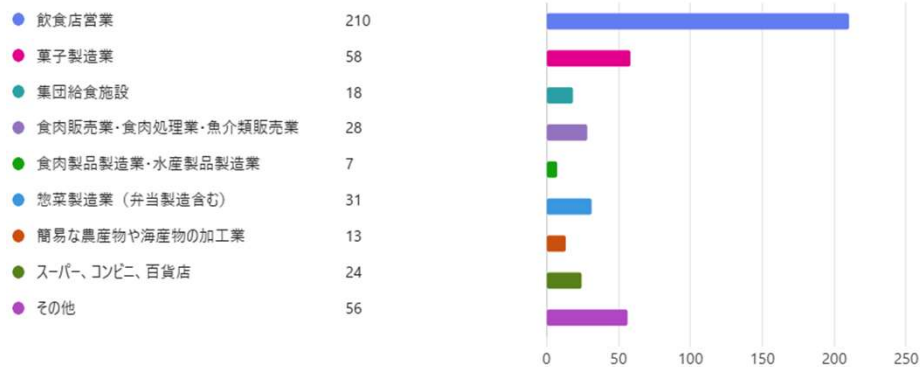
13

事業者アンケート結果

(現在、県版HACCP認定制度に取り組んでいない施設)

回答数：351件（11/11時点）、令和6～7年度にかけて、来所や講習会の機会に現制度の認定を受けていない施設向けにアンケート実施

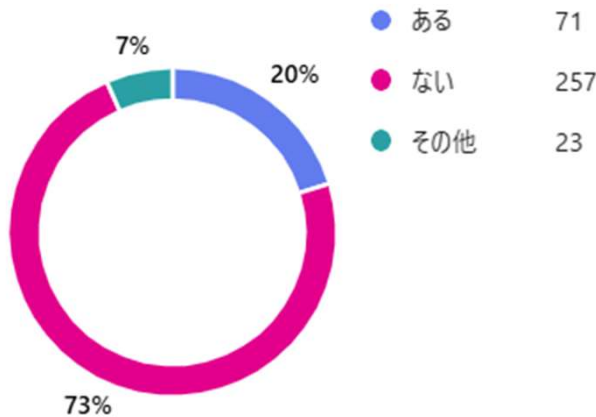
回答のあった事業者の業種内訳



14

(現在、県版HACCP認定制度に取り組んでいない施設)

商取引上、監視票やHACCPの取り組みに関する証明を求められることはありますか



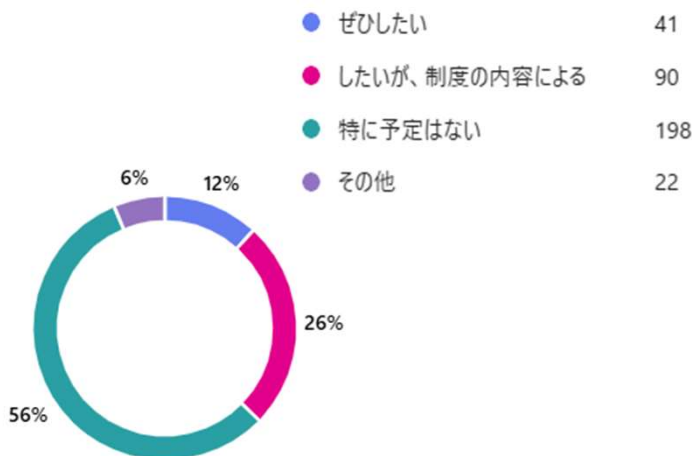
「ある」の内訳

- 飲食店営業等複数許可 30
- 食肉販売業等複数許可 9
- 菓子製造業等複数許可 6
- 惣菜製造業 4
- スーパー 5
- その他 醤油製造業、添加物製造業、豆腐製造業、簡易な農産物加工など

15

(現在、県版HACCP認定制度に取り組んでいない施設)

行政のHACCP取り組み証明があれば活用したいですか



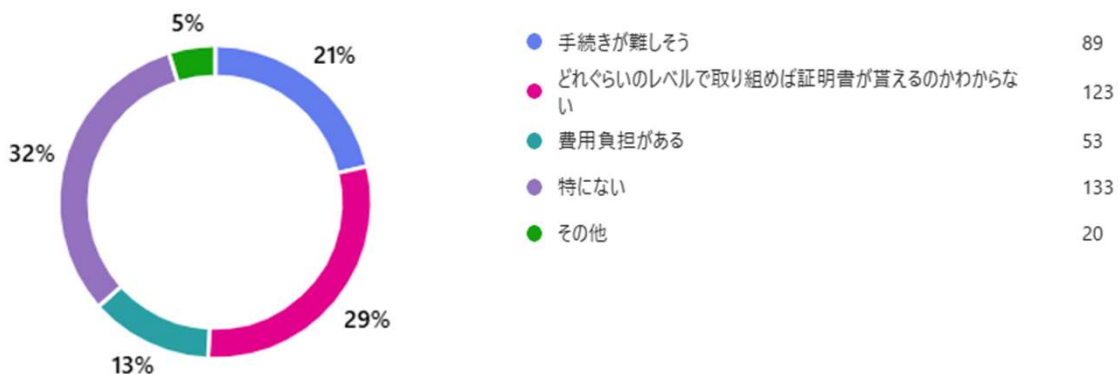
「ぜひしたい」の内訳

- スーパー 6
- 飲食店営業等複数許可 18
- 集団給食 3
- 惣菜製造業 2
- 食肉販売業等複数許可 2
- その他 簡易な農産物加工、食品の小分け業など

16

(現在、県版HACCP認定制度に取り組んでいない施設)

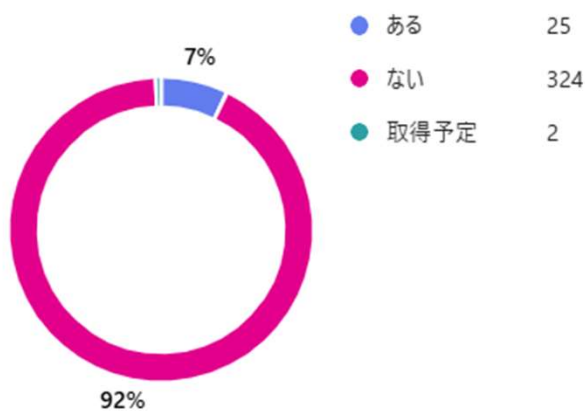
制度に関する疑問や懸念がある場合、どのようなことですか



17

(現在、県版HACCP認定制度に取り組んでいない施設)

現在、HACCPの取り組みに関する民間認証を取得していますか



「ある」の内訳

- 飲食店営業 7
- 惣菜製造業（複合型含む） 2
- スーパー 4
- その他集団給食、豆腐製造業、菓子製造業、簡易な農産物加工など

取得内容はFSSC22000、JFS-Bなど

18

アンケートの結果からわかること、 現状の法制度の課題

- 既存事業者からも一定数の現制度継続やその他制度の要望がある
- 現制度の対象外の事業者の中にも活用できる制度があれば参加したいと考えている方がいる
- 取引上、HACCPの取り組み証明を求められることがある
⇒保健所が交付する食品衛生監視証明（施設の衛生管理の採点表）にはHACCPの文言がなく、証明書として使用しづらい
- 様々な業種の事業者から、一定程度の制度の需要が見込まれる（現行制度の対象ではない飲食店営業などからも要望がある）
- 手続き、費用負担等をシンプルに整理する必要がある

19

HACCP取組証明制度（素案）

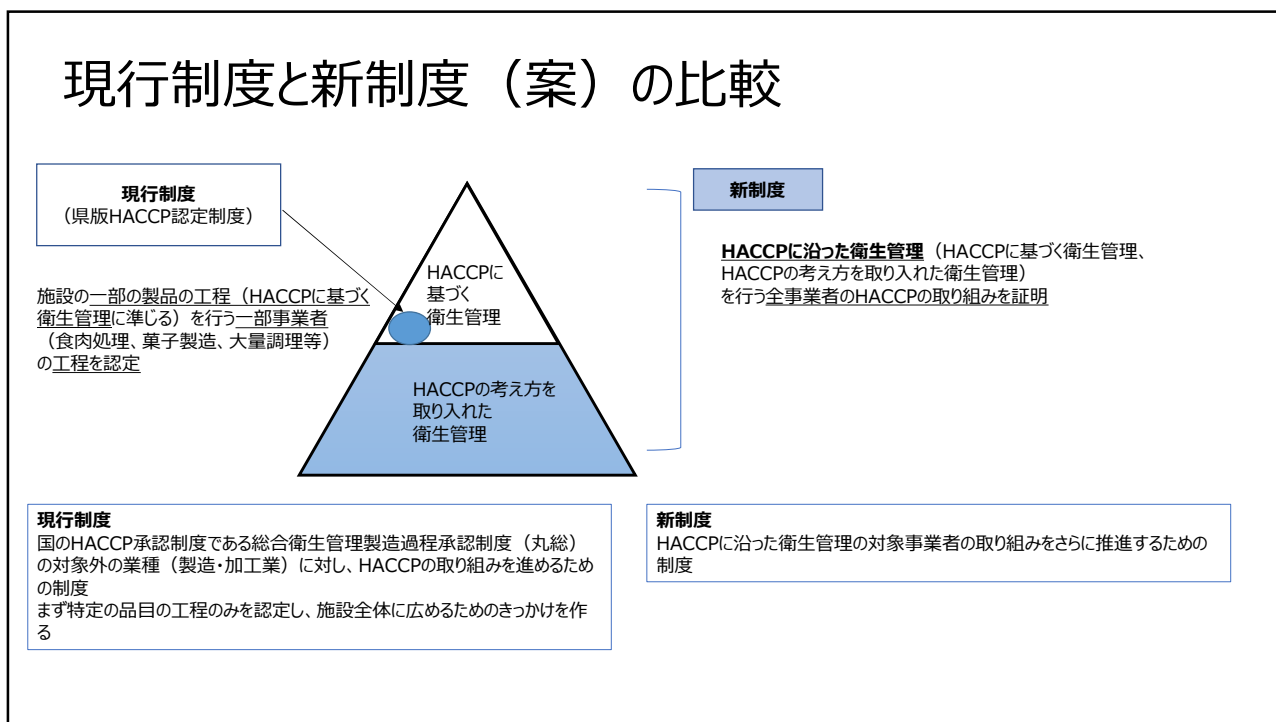
- HACCPに取り組む事業者を対象に、一定程度の衛生管理を行っていることを確認後、要件を満たす事業者に対して県が証明書を交付する
- これまでの制度とは異なり、一部の製品ではなく、施設（業種）全体の取り組みを証明するものとし、多くの業種が利用できる制度とする

イメージ



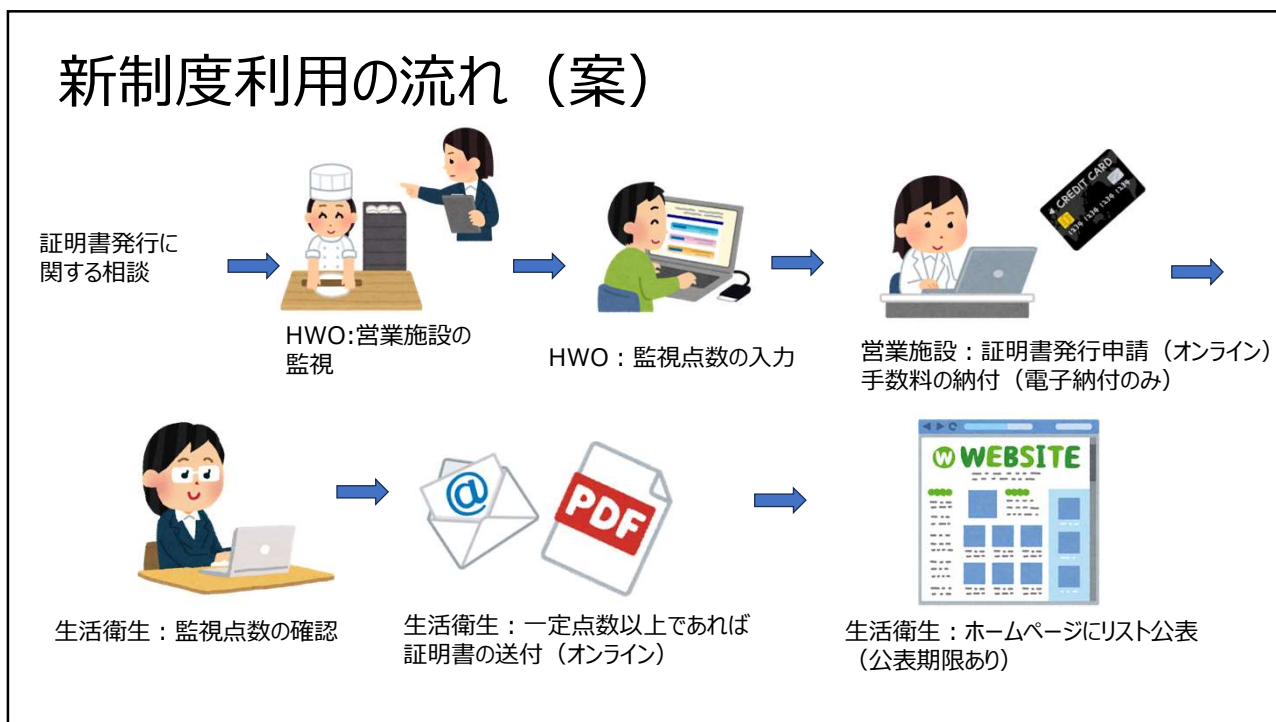
20

現行制度と新制度（案）の比較



21

新制度利用の流れ（案）



22

新制度の対象事業者（案）

【衛生管理方式】

- HACCPに基づく衛生管理を行う事業者
- HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う事業者

【対象業種】

- **許可業種**：調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を除く
- **届出業種**

23

新制度概要（案）

新制度開始：令和9年6月1日予定

HACCPに沿った衛生管理に取り組む事業者のうち、規則で定める業種にあって、その基準を満たす者に対し、HACCPの取り組み証明書を交付することができる旨を規定

《新制度での既存事業者の措置》

- 既存事業者に対しては期限内の認定証をもって証明書申請可とする等、手続きの簡素化を検討する。

24